

付
録

付1 出石町内大字・小字一覧

一 弘道地区

大字	小字
谷山	新屋敷・大谷・鯨山・林ノ下・下ケ谷・尻坂・蛇子ケ谷・八坂・大高・亥ノ谷・アゲシ・古寺・伯父ケ谷・反リ橋・椿谷・道谷・鶏塚・丸山・ムクダニ・一ノ谷・堀切・新町・岩鼻・清水・坂畑・黒岩・上藏々・割谷・柳ケ谷・大石・黒垣・藏王・城山
下谷	谷山町・楊枝谷・裏町・谷山・入佐山・城山
材木	材木町
伊木	伊木町・城山
魚屋	魚屋町
入佐	入佐町
東条	東条町
寺町	一ノ谷・伯父ガタワ・カゴ谷・休場・堀切・寺境谷・川端谷・豊浦原・桑垣・大谷・三井谷・

鉄砲	森ノ口・入佐山・寺鏡谷
内町	内町・藏前・山里・城山
八木	八木町・大手
本町	本町
宵田	宵田町
田結庄	田結庄町
小入	小人町・御藏前・山椒畑・城山・大谷・藏前・グミ谷
柳原	柳町
川原	川原町
松枝	松枝町
馬場	上馬場・下馬場
弘原	元七軒町・川原田・上川クゴ・中川クゴ・見取場・七軒町・上クゴ・中新田・御台場前
町分	丸縄・丸野・口戸・コセ縄・出口・丸岸・石呂上イシロ・方丈新田・新田・金ケ田・枝津・一丁田・新出口・糸立・明治・日光田・久喜・ミソ谷・下和田・堂乱・瀧ケ谷・谷口・尾崎・大

室埴弘原

谷・和田山・松縄手・西瀧ヶ谷・東瀧ヶ谷
 (柳原・下イシロ・上大谷・下大谷・谷口山・
 上谷口・ミソ谷山・和山・丸田・角野・八反坪・
 丸熊・一町坪・岸ヶ下・上糸立・百合先・坂橋
 差高田・出口新田・六反坪・高縄手・頭無・東
 タカラ・木ノ元・水越・下ノ川・西糸イシロ)
 イナバ・順田・木橋・コツク田・口戸・茶木ヶ
 坪・平田・苗代・下長田・上長田・カキ田・上
 神田・上松田・カマ田・栗アリ・下神田・堂ノ
 本・栗ヶ坪・上九日田・荒木・下ニエモチ・上
 ニエモチ・茶ノ木・太子ギ・エナシ・下手ヶ坪・
 長田・松田・ニエモチ・尾高・九日田・川越・
 高縄手・廻り立・川クゴ・神田・道ノ下・香取
 松ノ下・大ネギ・下九日田
 (カマタ・下松田)

荒木

田・菅原・谷外・橋方・ビングシ・川辺・塚ヶ
 谷・桜尾・梶田・志谷
 六反田・川辺・菅原・柏木・クキ・元荒木・ス
 ワ・元平田・湖ヶ谷・石坂・平田・湯ノ谷・入
 谷・森田・院内・ヒ谷・コサン前・竹ヶ原・家
 ノ奥・フチガ谷
 (荒木)

福見

向田・カキ谷口・ボダイ・カキ谷・茶ヤ・ヒナ
 タ・矢谷・観音寺・観音寺口・ヲノ筆・石ブチ・
 ワタリ・コシ水・西ノ前・家奥・ヲサンチャク
 クチ・スグ谷口・東家奥・村中・宮ノ下・カイ
 ジリ・熊ノ田・ミヤ・シムラ・五サンマイ・ナ
 シ谷・アンノ谷・カンノフジ

暮坂

ダドコ・ウシワ・クゴ田・辻堂・平野・コイ谷・
 寺ノ下・ハン入谷・下谷・カン坂・上コイ谷・
 下コイ谷
 (ウシブチ)

二 菅谷地区

細見

丸山・黒谷・サイカシ・大谷・東サイカシ・岡

三 福住地区

鍛冶屋

川原田・岩地花・下ノ川・日ノ詰・清水前・清水・清水ノ上・五反田・鑑ヶ淵・池ノ頭・ウル田・井口・南谷・七年山

福住

(岩知鼻・ハブイ)
岩知花・上清水・唐仙防・下清水・松ノ内・花山・田淵・高知・桜尾・赤阪・杓垣・浦山・茶臼山・小山・赤坂

中村

五御所・ホキノ前・九条・金剛寺・伊成寺・中嶋・清水・高玉・長坂・中川原・上川原・宮ノ下・向山・岩知鼻・ハブイ・谷口・北谷・遠坂

上村

坪口・下川原・八王寺・カセギ・大野・柱谷・清水・吉井谷・エノミ・朽山・丸山・伊津シ・宮ノ下・ワヤ・マナド口・マナド・庵ヶ谷・カラ月

奥山

(宮ヶ谷・大力・向山)
井口・日山・入道・向田・上荒堀・南尾口・南尾・和戸・岩原・矢谷・段・駿河谷・大正言・小仲・石ヶ谷・若狭町・蛇谷・立町・不動・茶

上野

スリ・矢代・大楽・宮ノ下・谷ノ奥・ヲトシ・岩尾・茗荷谷・稗畑・山中・ナメラ・グミ谷・瀧・西床尾・立奥・田方・流シ山・トイシバ・東床尾・松尾・榛谷・スルガ谷・上アラ堀
古川・ヨロ内・百合川原・岡田・百合屋・川原田・中ノ下・小山・上ヨトウ谷・百合谷・大ツヘ・家ノ上・宮ノ前・清水・西百合谷・西ノ岡・掛内・ナメラ山下・竹ヒ・新宮・水取・新宮下・車屋・二又・西ヶ谷・桑谷・上ノ谷・一ノ落シ・ナメラ谷・宮ヶ谷・東山・北ナメラ谷・東虫生・中野・四万谷・山才・サタ谷・虫生

四 寺坂地区

日野辺

カミノ・水坂・ソト・家ノ前・上野・イナバ・新田・追越・家ノ下・清水・川原・下川原・ホウキノ下・片岡・藏持・鯉掛リ・中川・水取・車屋・来谷・下ノ谷・ズヘ・片山・保山・兵太丸

桐野

(ドウガ・砂田・上ノ谷・中ノ谷・藏山・川原畑)

寺坂

松神・棚田・新田・門田・谷・御前・中島・福造・岩神・上宮畑・中宮畑・下宮畑・赤在・中野・水取・ラクゴヤ・寺ノ谷・マカリ・床ノ尾・大タキ・ラクドノ・西ノ谷・神新田・神内田・松神・長谷・佐谷・日野辺・川原・藪ノ下・上川原・ホキ詰・川尻・鱒山・コケ山口・矢谷口・石畑・黒田・粟谷口・赤ズリ・コケ山・矢谷・上谷・粟谷・大ベライ・長谷口・薬研谷・藪下(佐谷口・川原田)

五 小坂地区

水上

川原・後畑・川成・家ノ本・土淵・前田・出口
新田・尼ケ池・の場・久保谷口・池田・龍見田
五反田・境・薬師・木ノ本・出口・中新田・和田山

(美ノ間)

長砂

喜市・川原畑・井ノ内・大木本・車ケ瀬・高縄手・粟ケ坪・前田・川越・向山・川越シ・井ノ内

鳥居

荒田・外輪ケ坪・小通・小町台・橋ノ詰・クゴ田・西畑・着屋・クゴ・犬馬場・上着屋・川クゴ・クマ田・カゴヤ畑・上山・上川原・井ノ内・家前・鐘巻・和田・オノ神・ゴマ・トビコ・寺前・ゴマフ・八反田・下モズ・丁田・縄手先

森井

東山田・家ノ谷・大才・原谷・犬坂・東ノ谷・寺屋敷・向上・カネマキ・カマヤ畑・ヒチク谷・鏡巻・寺ノ前・奥犬坂
(才藤分・池ノ頭・五ツ熊・中田・庄ノ田・縄崎)

九中

岡田・西ノ谷・藪脇・犬坂・灰塚・池田・野々前・山崎・谷・東ノ谷・西谷
(小ノ田)
川原・西谷・宮ノ谷・東谷・東谷下・池町・ウスタ・ミイケ坪・川中・谷・竹ケ下・溝越・深田・稲場・谷奥・向イ山・西谷ノ下・荒木

三 木

大 谷

(ハタケ坪・栗ヶ坪・上川中・下川中・上栗ヶ坪・下栗ヶ坪)

御供田・角田・古川・合田・東小路田・ゴクウ田・西小路田・深田・小社・道田・喜才・中喜才・彦辺田・黒谷・野々崎・高熊・地藏田・竹ヶ下・高洲・河原・西畑・西谷・西奥・寺谷口・谷奥・滝谷口・宮奥・宮ノ下・村中・鎮城・木戸・蕨ヶ下・クゴ・竹山・中岡・カクレ谷・スグ谷・タキノ谷・坂東・寺谷・尾崎奥・西ノ谷・操谷・小野屋敷・尾サキ・坂ノ下・上藏

(樽丸・下桑垣・上長田・上クツ田・都辺・桑垣・枝垣・長田・クツ田・大禰宜田・大ジイ・太田・大坪・秋長・七反田・西喜才・上大坪・中大坪・下大坪・上池田・下池田・東喜才・上彦辺田・ソンプ・東深田)

地王堂・西ノ市・荒神下・広畑・土器・阿知谷・宮ノ後・松葉・黒谷・沓町田・砂田・梨ヶ坪・正部・中田・春日田・酢ノ口・柵・差光田・堤ヶ下・草田・京田・半田・水上・口阿知谷・城

伊 豆

片 間

ノ谷・奥ノ谷・家ノ奥・土田・水田・春日ヶ田・(春ヶ田・奥阿知谷・上田中・下田中・鍛冶田・土肥辺・西中田・東中田・西下中田・東下中田・野添)

大松・森ヶ坪・ホコ立・狭間阪・中稻葉・半田・東田・今柳・大坪・オノ前・出貝・小迫・大成・シワス口・鯉喰・シワス・御堂・春ノ木・今井田・八反目・本丸ヶ下・岩ヶ谷・柳ヶ谷・清水ヶ谷・柵・堤ヶ下・吉谷・狸谷・カリウ谷・大谷ベラヒ・吉丁田

(今出・小溝ヶ下・五反田・石別・横枕・張菰池田・成長・上森ヶ坪・下森ヶ坪・京スイ・坪クリ・毘沙門堂・正柵木・西山田・イギス)

北浦・天主場・田渕・箱根・砂子・米田・城縄手・馬場・三反畑・下北浦・古田・家ノ脇・新田・岩花・下池中江・池中江・万燈繩手・テンシバ・フロヤ・中道・餅田・大ツ垣・大正・三ノ神子・大保恵・大ノ畑・浅ガラン・ウグイ・季ヶ坪・石料・堀分・垣ノ内・三反田・平草・

福
居

嶋

整理・高縄手・スノ口・シガラミ・一元寺・志
ノ頭・虫生・ツツボへ・上ツツボへ・上池中江・
大馬場

（繩手先・下千原・千原・横枕・沖ノ田・前田・
篠ケ田・目黒・鳥子・大ユル・別明・狐田・広
限・八反田・棘田・二又・三ゲシ・古川・深田・
後縄手・頭腐・六反田・上平草・下平草・長砂・
町田・二丁田・柳・井ノ口・大ボへ）

榎又・老原・車田・五反田・熊ケ坪・下橋爪・
上橋爪・川端・宮ノ前・土手ノ内・辻・橋爪・
前田・伊豆縄手・丸町・家統・藪後・岩花・横
関・虫生・池中江・箱根山・西山・藪ノ後・家
ノ続

（人踏田・八山田・六反田・下五反田・池ノ尻・
池ノ端）

小町田・クゴ田・石領・早折・見鳥・西ノ向・
屋敷口・田畑・シヤヤ・嶋畑・法安寺・小社ノ
木・石ケ坪・専法田・下石ケ坪・飛石・藤田・
六反田・玉鷺・ウリウ・虫生・長畑・一丁田・

安
良

田
多
地

宮
内

屋敷脇・長畑ケ
（川中・上石ケ坪）
宮ノ下・杉谷・清水・ユラノ・松ケ下・前田・
樋ノ口・クソウ・アレ田・庄・月ケ下・石走・
小糸・黒川・下高原・嶋田・小ノ田・ウスイ・
五反田・六反田・上高原・法林・昭七・ヤバラ・
大町・三郎田・光神田・流田・シヤカ谷・クソ

（味噌地・広田・ツリン・溝添・丸町・荒神田）
引谷・持あみ・差光田・砂田・岡ノ本・高縄・
落合・中良石・馬場崎・宮ノ下・善光寺・中通
リ・沢田・新田・ヒへ田・上ノ段・山岸・小谷
持阿み

下クゴ・院内ケ瀬・道ノ上・赤野・下院内ケ瀬・
中クゴ・干田・取坪・七々代・珠教屋・若宮・
宮ノ脇・風早・大保・鷺田・上田・広田・法師
丸・草脇・堀脇・向鷺田・砂後・御供田・黒田・
下砂後・宮ノ下・カス岩・久保谷・寺鏡・坪ノ
内・三井町・芝・宮ノ後・太平寺・小谷・宗鏡

袴 坪
狭 井

寺・上坂・宮ノ上・岡田・谷田・北岡田・平代・
 大門・北谷・岩倉・橋ノ内・刈ヶ谷・六
 藏ヶ谷・奥山・岩尾・般若院谷・畑谷・願成寺・
 西上坂・祠木・西ノ前・岡畑
 (土淵)・シイ市場・舟戸・柳・代・桃ナシ・北
 宮ノ上・神法田・ミノマ・南岡田・南宮ノ上・
 中岡田・深田・七代)
 クゴ・祠木・京塚・平津・西ノ前・西ヶ谷・宮
 ノ脇・御屋敷・北山
 (塩カラ)
 宮ノ下・衛下・国分寺・大坪・打付橋・高保・
 保石原・金田・深田・立岩・下坂・内田・谷外・
 清生寺・上坂・屋坂・岡ヶ花・土取場・クキ・
 向谷・辻垣・矢根田・三石橋・中小路・川入・
 六反田・丸町・三板橋・般若・地藏田・川田・
 持綱・岸ヶ下・丸谷・白石・上岡山・滝ヶ下・
 井ノ口・芝黒・大土・穴ノ谷・大谷・城浦・入
 佐山・八坂・梨本・砥石場・東山・西山・神宮
 谷・大柴・カヤノ谷・向山・持綱

口 小野

奥 小野

(徳リ田・高柳・丸町谷)
 荒木・橋場・砂入・宮ノ上・篠谷・本願寺・清
 水谷・岩谷・高德・棚田・森ノ谷・荒神・水神・
 川原・殿屋敷・滝ノ谷・山谷・小石場・小溝谷・
 溝谷・猿谷・沢田・大町・糖塚・坂ノ浦・丸山・
 橋ノ谷・月夜谷・小糸谷・サセブ・槌行寺・大
 谷・姫岩
 サセブ・宮ノ下・シルクマリ・山崎・山崎谷・
 柏野・向畑・本谷・柏野山・杖ノ下・兵谷・丸
 山・岸ノ下・岸ノ上・蓮花口・蓮花・古田・阿
 牟加谷・奥山・大月・スベラ道・武者田・二ノ
 谷・一ノ谷・上ノ山・段ノ下・中田・堂ノ前・
 中島・竹ヶ鼻・奥地・寺裏・弥助谷・蔵ノ神・
 高岸・大高岸・貝曲・奥田・橋ヶ谷・黒貝谷・
 駒返・向奥田・蛭場・細見・與三兵衛谷・真土
 田・山添・芝原・竹ノ下・岡畑・狼谷・前田・
 下前田・中赤田・トウラジ・吉原・梨ノ木谷・
 下赤田・湯口・松ヶ鼻・歌野尾・小峠・小勝負
 谷・大勝負谷・正九郎次・馬場・蓮池・長通・

オオシロワ
大芝原・滝ノ口・上赤田

備考1 『土地台帳』及び『字限図』（大正三・昭和三年）により

作成する。

- 2 ()内は、ほ場整備等により抹消された旧小字名を示す。
- 3 *印は読み不詳

付 2 国勢調査にみる人口の推移

町 村	年	世帯数	人 口 (人)			人口 密度
			男	女	計	
出石町	1920 (大正 9)	1,166	2,353	2,562	4,919	611
	1925 (大正14)	1,156	2,410	2,681	5,091	632
	1930 (昭和 5)	1,095	2,322	2,557	4,879	606
	1935 (昭和10)	1,145	2,523	2,802	5,325	661
	1940 (昭和15)	1,084	2,333	2,611	4,944	614
	1947 (昭和22)	—	—	—	5,851	727
	1950 (昭和25)	—	2,590	2,808	5,398	671
	1955 (昭和30)	1,216	2,494	2,768	5,262	654
室埴村	1920 (大正 9)	728	1,742	1,748	3,490	70
	1925 (大正14)	712	1,695	1,728	3,423	68
	1930 (昭和 5)	674	1,633	1,667	3,300	66
	1935 (昭和10)	663	1,605	1,614	3,219	64
	1940 (昭和15)	630	1,609	1,591	3,200	64
	1947 (昭和22)	—	—	—	3,705	74
	1950 (昭和25)	—	1,814	1,910	3,724	74
	1955 (昭和30)	665	1,721	1,767	3,488	70
小坂村	1920 (大正 9)	426	1,132	1,038	2,170	277
	1925 (大正14)	426	1,156	1,051	2,207	282
	1930 (昭和 5)	419	1,145	1,050	2,195	280
	1935 (昭和10)	416	1,163	1,036	2,199	280
	1940 (昭和15)	589	1,084	1,063	2,147	274
	1947 (昭和22)	—	—	—	2,486	317
	1950 (昭和25)	—	1,255	1,275	2,530	323
	1955 (昭和30)	431	1,214	1,261	2,475	316
神美村	1920 (大正 9)	868	2,256	2,089	4,345	95
	1925 (大正14)	847	2,167	2,057	4,224	93
	1930 (昭和 5)	833	2,171	2,055	4,226	93
	1935 (昭和10)	893	2,317	2,147	4,464	98
	1940 (昭和15)	930	2,504	2,289	4,793	105
	1947 (昭和22)	—	—	—	4,605	101
	1950 (昭和25)	—	2,288	2,377	4,665	103
	1955 (昭和30)	811	2,209	2,278	4,487	99
出石町 (昭和32年 9月1日 合併)	1960 (昭和35)	2,637	6,058	6,499	12,557	138
	1965 (昭和40)	2,608	5,585	6,061	11,646	130
	1970 (昭和45)	2,662	5,319	5,916	11,235	125
	1975 (昭和50)	2,709	5,263	5,663	10,926	122
	1980 (昭和55)	2,839	5,398	5,731	11,129	124
	1985 (昭和60)	2,883	5,394	5,810	11,204	125
	1990 (平成 2)	2,866	5,268	5,733	11,001	123

備考 1.世帯・人口数字は、「国勢調査報告」及び「兵庫県統計書」等による。

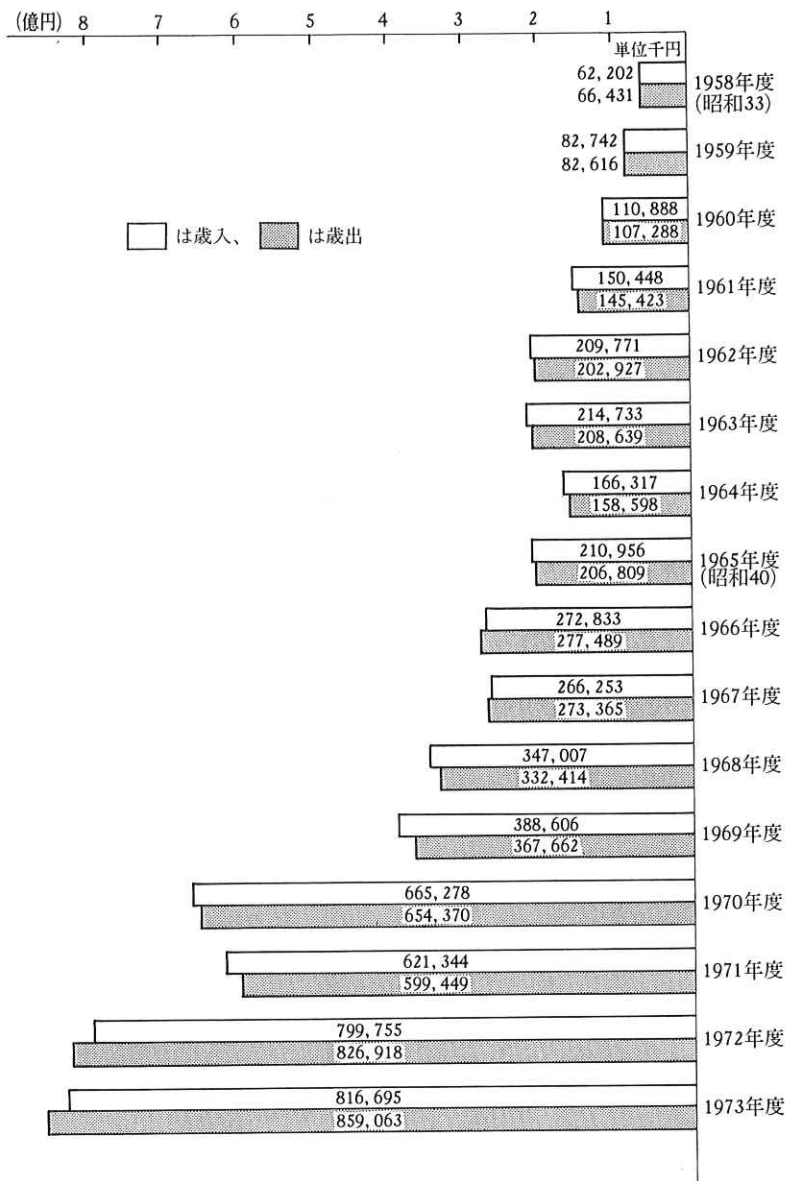
2. — は、錯誤を示す(男・女双方もしくは男・女どちらかに錯誤が認められる)。

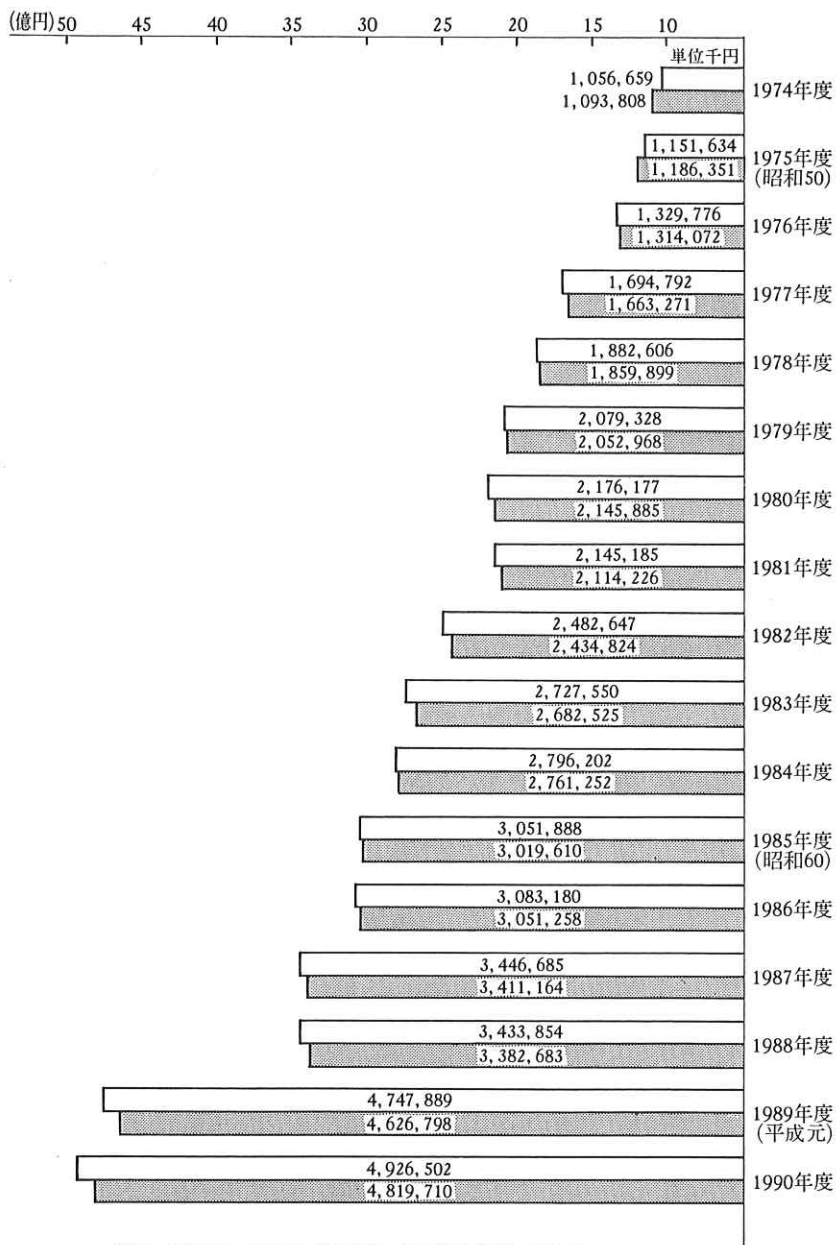
3. — は、不詳を示す。

4.1990年(平成2)の数字は、確定数字ではなく概数である。

5.1920年(大正9)に第1回国勢調査が実施される。

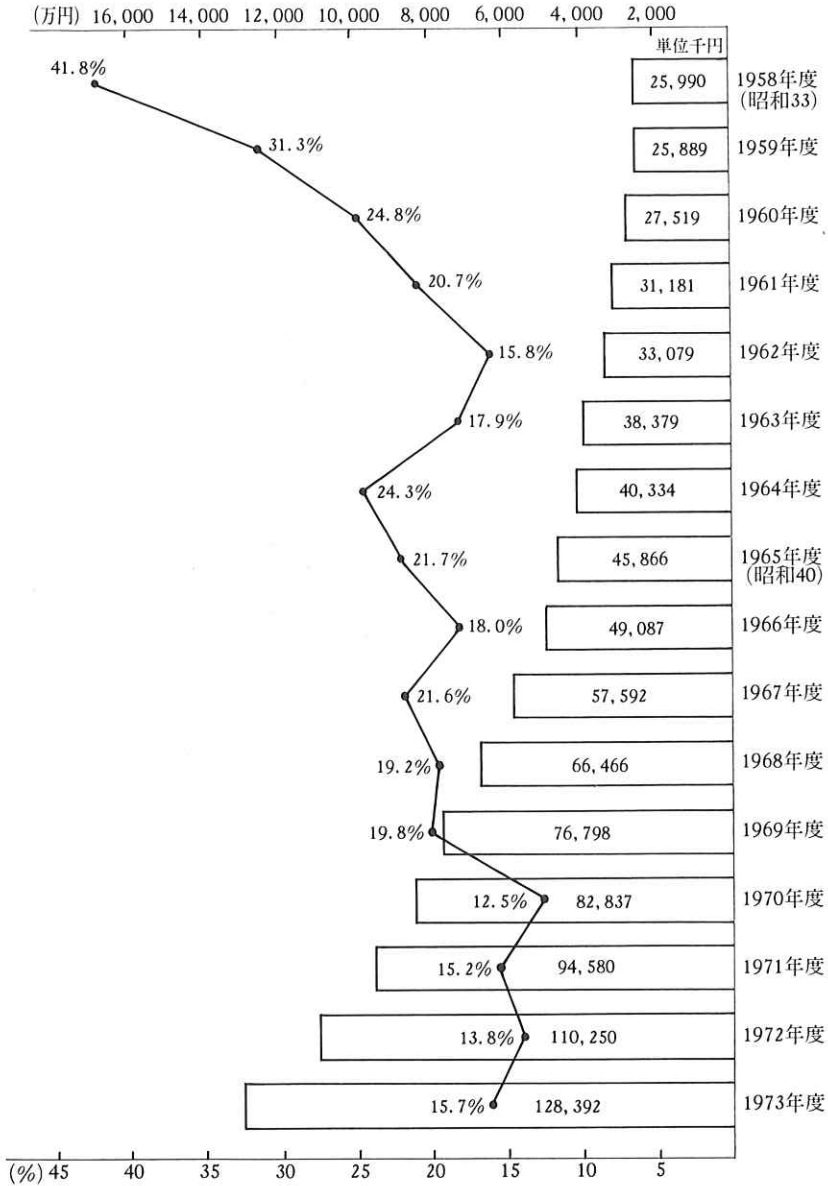
付 3 出石町一般会計歳入・歳出決算額の推移



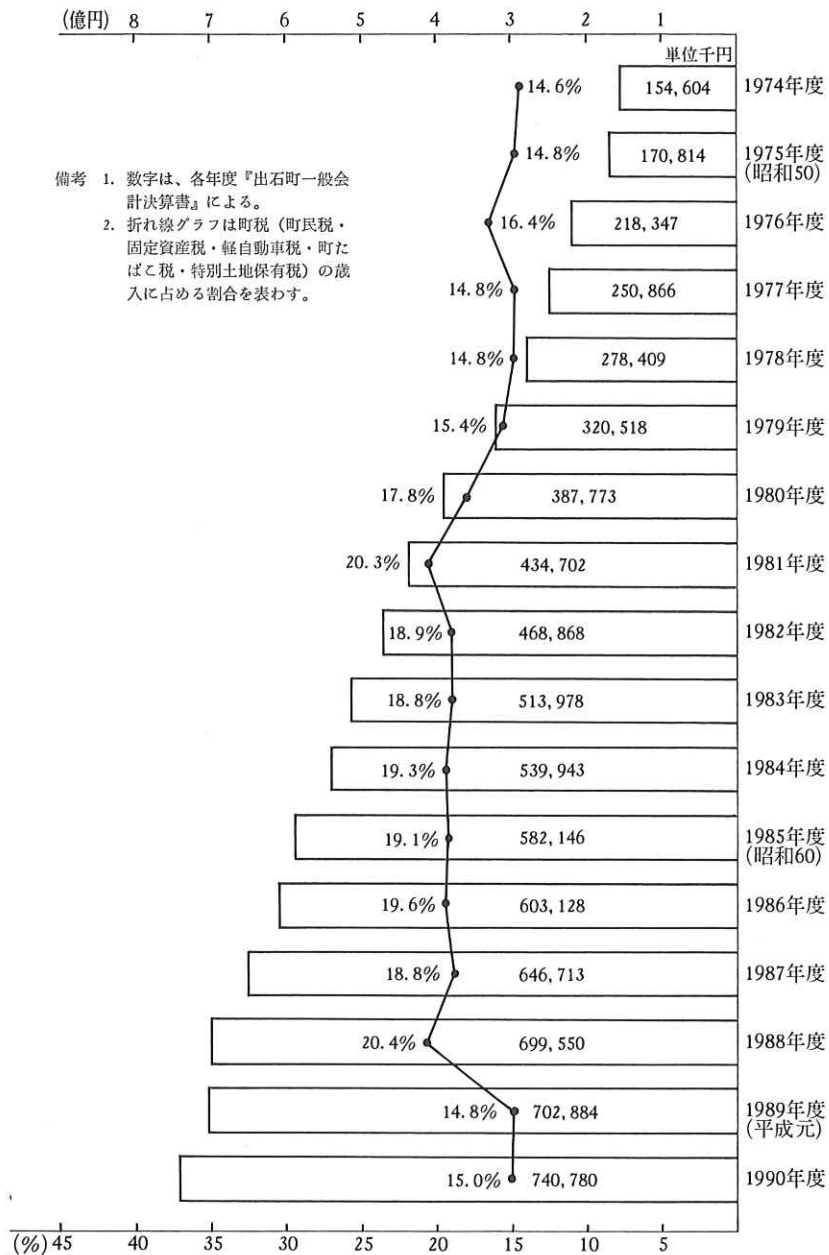


備考 数字は、各年度『出石町一般会計決算書』による。

付 4 出石町町税決算額の推移



付 録



序言

立憲政治は政府や議会の政治にはあらずして帰する所は国民の政治である。従て其責任も亦国民の頭上に落ち来る。

又立憲政治は自由政治であれば其国民は須らく独立自尊の精神を保つべく苟にも卑屈なる奴隸根性を抱ひてはならぬ。

本書は此理を敷衍したるものである。

政治上の学理は芥の如く捨てられ言論は風の如く聞き流さるゝ時に当りて、斯る自明の通義を平凡に記述せる此の小冊子何んの補ふ所かあらん。然れども若し之を読んで自己の責任を悟り、過去の過を悔ひ将来を改むる一人の国民あらば望外の幸である。

明治四十四年十二月

東京 齋藤 隆夫

日本に立憲政治が行はれてより已に二十二年を経過した。二十二年は決して短日月にあらず、一国の国民が新しき政治制度を経験するに二十二年の歳月を以て短しと思ふ者は天下の懶惰者である。然るに此の長日月の間に於て日本の立憲政治は如何程の進歩を為したるか。日本国民は立憲政治の過去及現在の状態に付て果して満足し、立憲神の前に再拜頓首して感謝の涙を流して居るのであるか。

敢て問ふ、日本国民は何か故に建国以来二千五百有余年の長き間伝り来れる専制政治を棄て、立憲政治を迎へたるか。答ふるまでもなく立憲政治は専制政治に比すれば善良なる政治であつて、国民の幸福と国家の隆盛とは此の政治に由るにあらざれば到底達する能はずと信じたからである。何ぜなれば専制政治の下に於ては憲法もなければ国会もない。国の政治は凡て政府の役人等が自由勝手に行ふべきものにして、国民は租税を納めて彼等を養ふ外には政治上の利害得失に付ては一言半句の喩を容れることはできない。夫れ故に、上に悪虐無道の政府ありて人間の大切なる自由や生命や権利をば妄

りに剝奪するも、或は重き租税を課して貴重なる財産を横領するも、人民は毫末も不平を鳴らすことはできぬ。涙を吞んで耐へ忍んで居らねばならず、凡そ世の中に専制政治の国民ほど不幸なる者はない。昔欧羅巴ヨーロッパや亜米利加アメリカには奴隸と云ふ者があつた。人間と生ながら普通の人間の有する自由や権利や財産を有する能はずして主人の爲めに牛馬の如くに使役せられ、生殺与奪の権利は全く主人の手に握られて居たのであるが、専制政治の国民は恰も此の奴隸の境遇に均しきものである。現に西洋の或学者は専制政治の国民は政治上の奴隸なりと断言して居る。斯の如く専制政治は甚だ嫌悪すべき政治ではあるが、去りながら国民の知識が幼稚なる時代に於ては此の政治も已むを得ない。否、専制政治にあらざれば国を保ち民を治むることはできないのであるから、独り日本のみに限らず、今日文明の先進国と歌はるゝ歐羅巴諸国に於ても、其昔未開の時代に於ては何れも専制政治を行はない国はなかつたのである。併しながら人間は何つまでも斯る奴隸の境遇に甘んずるものではないから、知識が開けて社会の道理が明かなるに従つて此の政治を棄て、更に善良なる他の政治を迎ふるのは当然の事であるが、其迎へられたる政治が即ち立憲

政治である。

立憲政治の下に於ては先づ憲法と云ふものがある。憲法は国を治むる大本を定めたる大法律であつて其中には君主及政府の権能並に人民権利・義務が明確に規定してあるから、君主と雖も政府の役人と雖も政治を行ふに当りては毫末も之に背くことのできないは無論の事である。之は日本憲法の第四条を見て明に解かる。則ち同条には「天皇は国の元首にして統治権を総攬し、此憲法の条規に依り之を行ふ」と規定してあるから天皇と雖も憲法に背くことは決してできない。況んや政府の役人等は誠心誠意を以て憲法を遵奉して、其精神を発揚することを以て第一の任務と為さねばならぬから、一步も憲法を離れて政治を行ふ能はざるは言を俟たないことである。又立憲政治の下に於ては国会と云ふものがある。国民は国会議員を選挙し、而して選挙せられたる議員は国会議場に集りて重要な国政を討議する。即ち法律も租税も又予算も悉く国会に於て討議するのであるから、政府に於ても国会が承諾せざれば一条の法律を作ること一厘の租税を取立つことも断じてできない。夫れ故に国会議員と云ふ者が充分に政治上の知識を備へて国民并に国家の状態をば能く理解し、

而して堅固なる精神を抱ひて国会議場に臨むならば、仮令上に如何なる政府ありとも決して専横なる悪政治は行へない。従て人民は不平を鳴らさんと欲するも鳴らすことはできないのである。

立憲政治は大体以上の如き政治であるから、長き間専制政治の下に支配せられて居た日本国民が此政治の行はれるのをば地獄から極楽に行く様な考を以て楽み喜びて待ち受けて居たのは毫も怪むに足らない。人情の然らしむる所にして国民としては至当の望である。然る所が弥々立憲政治の幕が開けて見ると如何であるか。政府の役人等は果して憲法の大神に基き立憲政治の運用を誤らぬであるか。国会議員等は果して正義の観念を守りて国政に参与し、国利民福の擁護に満身の赤誠を捧げるのであるか。過去二十余年間に於ける日本の政治社会の有様を知る者は、何人と雖も然りと答ふことは出来ないであろう。見よ立憲政治行はれてより今日に至る迄苟も政府の局に当る者にして公明正大に其職責を全うしたる者あるか。否、彼等は政権を固守して権威を擅にし其他位を永統して一身の榮譽を極むるを以て最終の目的と為し、之が為めには如何なる手段をも厭はない。或時は権力を濫用して

議員を恐迫し、或時は彼等に食はずに利を以てし、其他隠険(陰力)・鄙劣なる有らゆる術を用ひて政府に反抗する者を挫き、己等の安全を保たんが為めに努力するものは政府の当路者ではないか。国会議員も亦然り。彼等か選挙場裡に現はれて当選を争ふ時に当りては、口に正義を唱へ国利民福を鼓吹して国民及国家の援兵たらん事を誓ふと雖も、是れ皆選挙人を満着して投票を集めんと欲する虚偽の妄言である。一たび当選して議員の職を得るに及んでは最早彼等の眼中には選挙人なく国民なく国家なく、唯々自己の私利を営み虚勢を張らんと欲するの外には何等の目的をも有せない。彼等が時ありて政府に反抗し時ありて之と手を握り表裏反覆定りなく、而かも強弁を弄して自己を弁護するは彼等の心底に隠匿せる陋劣なる欲望を満たさんが為めに演ずる一場の茶番狂言に過ぎずして、国利民福とは全く没交渉である。然るに之を観破する能はずして彼等の一進一退に正義の常道ありと思ふ者は笑ふべき愚昧の徒と云わねばならぬ。

嗚呼我国在朝の政事家は此の如く、在野の政事家は此の如し。此の如くにして一年は過ぎ二年は過ぎ三年・五年・十年・二十年を過ぎて其間に幾度か紛擾を起し喧騒を極め、議會も

解散せられ内閣も更迭したるも立憲政治の発達に付ては何等の貢献する所なく、政治社会は今尚ほ混沌として汚濁の中に埋没せられ、腐敗・墮落の分子は益々勢を得て国民を荼毒せずんば止まざるの傾向を呈して居る。欧米の学者が心血を注いで攻究したる立憲政治の学理は我国に於ては全く蹂躪せられ、国民が期待したる立憲政治の美果は到底味ふべき望がない。而して之は抑々誰の罪であるか。政府に罪あり議員に罪あることは論を俟たないが、之より更に大なる罪責を負ふ者は国民自身である。露骨に言へば日本国民は曾て飲んで立憲政治を迎へたるも未だ以て立憲政治の何たることをば充分に理解して居らない。従つて立憲的意識なく道義なく立憲国民の踏む可き道を踏まないために、諸外国に比類なき腐敗せる今日の政治社会を現出するに至つたのである。夫れ故に政治社会の現状を打破して真実なる立憲政治の光明を認めんと欲せば、日本国民は先づ此点に付て速に覚醒せねばならぬ。

先づ最初に注意すべき重要な一事がある。世は立憲政治と為りて国民は参政権を得たりと云ふも之は大なる過言であつて、一分は真実であるが九分九厘は虚偽である。見よ實際に国の政治に参与する者は国会議員のみにして、其他の国民

は此等の議員を選挙するより外には何等の権利をも有せないではないか。而かも此等議員選挙者の数も全人口に比例すれば甚だ僅少にして、統計の示す所に依れば日本の人口約五千万中に於て議員選挙者は百六十七万余、即ち千人に三十三人の割合である。之を略言すれば五千万人の中に於て百六十七万人は議員選挙するを得るも、残りの四千八百三十三万人は手を空くして傍観するに過ぎない。此の比較的少数の人々より選挙せられたる更に僅少なる数百名の議員が国の政治に参与するから、之を選挙した国民も間接には参政権ありと称するのではあるが、実際には甚だ縁の遠き事である。夫れ故に昔フランス仏蘭西のルーソーと云ふ有名なる学者は烈しく此の政治の方法を批難した。ルーソーは曾て民約論と云ふ書物を著して大激論を鼓吹し、夫れが原因と為りて仏蘭西の大革命が始まつたと言はれる位な人であるが、彼は立憲政治は甚だ嫌ひであつた。人民が議員を選挙して其議員が国の政治を議するが如き緩慢なる方法にては逆も人民の利益を保護することはできないから、人民は須らく自ら集會して直接に政治上の事をば討議すべし。之は人民が己れを保護するが爲めに天より授かりたる権利であると断言し、而して当時英吉利人(イギリス)が(敬カ)

迎せる立憲政治を笑つて言ふには、英吉利人は立憲政治の賜に依りて国の政治に参与し人民の利益を保護し得るが如く考ふるも之は大なる間違である。英吉利人の参政權と称するものは議員を投票する僅か一瞬間にして、一たび投票し終れば最早人民は何事も為すこと能はず。後は議員が自由勝手に行動し人民は唯々之を傍観するに過ぎない。斯る政治の方法に依りて人民の利益を保護せんと欲するは以ての外の誤りである。故に人民は己の利益を保護せんと欲せば之を人の手に委すべからず。須らく自ら進んで直接に政治に参与すべし。之を外にしては世に善良なる政治と称するものは絶へて無しと斯様な破天荒の議論を為したのである。

成程之は單純なる理屈の上より見れば当然の事である。一体何事に限らず自分の利益をば他人に委せて保護せんとするも到底充分なる目的を達することはできない。何ぜんれば、凡そ人間に限らず此の世の中に存在する動物は皆自分本意に造られてある。故に何事に拘はらず先づ自分の利益を先にし、人の利益を後にするは普通の人情にして、自分の利益を捨てゝ他人の利益を計ると言ふが如きは千万人の内に僅に一人をも求むる聖人君子の行であつて、普通人には迎も望むことは

できない。故に己れの利益を保護せんと欲せば須らく自ら之を保護すべし。之を他人に委ぬべからず。西洋の格言にも「汝は汝の保護者なり」とある。故に若し能ふべくんはルーソー氏の言ふが如き政治の方法は最上にして、又斯る政治は二千余年前の羅馬^{ローマ}及び希臘^{ギリヤ}に行はれたこともあるが、如何せん今日の世界には言ふべくして迎も行はれない。日本のみにも五千万以上の人間が居る。此等の人間が悉く政治の事が解かるものではない。

又集まつて政治上の討議を為すべき建物すら造れない。加之人間各々職業を有し日夜生活の爲めに働かねばならぬ。国民挙つて政治上の事のみに奔走すれば国民は疲弊して国家は滅亡するのである。是に於てか己むを得ずして多数国民の身代りと爲りて国の政治に参与して、国民及び國家の利益を保護せしむるが爲めに国会議員を選出すると云ふ制度が起つたのであつて誠に己むを得ない方法である。夫れ故に人民の側より見れば議員は己等の代人であるから、議員を選ぶは選ばれる其人の利益の爲めに選ぶにはあらずして選ぶべき人民自らの利益の爲に選ぶのである。又議員の側から見れば区々たる己れの利益や名譽の爲めに選ばれるにはあらずして人民の

利益を保護するが爲めに選ばれるのであるから、議員の身体は議員自身の持物にはあらずして実は人民の共有物である。

人民は己等の爲めに議員を選び議員は人民の爲めに肉体と精神とを捧げると云ふのが議員選挙の道理であつて、之に向つては世界の如何なる学者と雖も一点の批難を加ふることはできないのである。而して此の道理が明になれば立憲政治も亦立派に行はるゝのであるが、人民も議員も見易き此の道理を知るや知らずや、我国政治社会の過去及現在の実状を観察すれば、彼も我も私利私情に迷はされて国民の利害・休戚を度外に置き背徳を演じ悪事を働く者が続々と現れて政治社会を腐敗せしむるから、折角の立憲政治は学問の上にては無上の有難き政治なれども接近すれば臭気紛々として見るに堪へないのである。

是に於て余が大声疾呼して立憲国民に警告せんと欲する事は、立憲国民たる者は須らく国の政治に付て負ふ可き自己の責任を考へて其責任を果すに足るべき決心と勇氣を養へよと云ふことである。専制政治の下に奴隷の境遇に甘んずる野蛮未開の国民なれば、斯る決心も勇氣も全く不必要にして唯々諾々として政府の命令に屈従すれば足るのであるが、立憲治

下の国民は斯る無氣力・無精神にては迎も立憲の賜を受くる望はない。立憲治下に於ては政治の善惡に付ては政府及議員のみが責任を負ふべきものにあらずして、其責任の大本は国民自身である。何ぜならば議員を選挙する者は誰であるかと云へば国民ではないか。国民が議員を選ぶは恰も主人が番頭を選ぶが如し。愚鈍にして手腕なく其上悪事を働く番頭を使つて店の損失を招き、又は他人に損害を加へたるときは番頭に罪あるは無論であるが、之を採用したる主人は更に重き責を負ふべきは当然である。我国の法律に於ても番頭が過を爲して他人に損害を加へたる時は主人自ら之を償ふ可しと規定してあるが、法律に於てすら此の如し。況んや道德上に於ける主人の責任が更に重きは見易き道理である。議員が誠心誠意を以て国の政治に尽さず、議員の職を以て私利私欲を貪る營業の如くに心得て、甚だしきに至りては公人としても私人としても尤も賤しみ且つ恥づべき賄賂を貪つて法廷の罪人と爲り、神聖なる議員の職を汚し国家の体面を傷つくるが如き敗徳者も現れて出る。之は抑々誰の罪であるかと問へば議員其人の罪であると言ふまでもないが、本を尋ねれば斯る議員を選挙したる国民の罪である。議員選挙の際に當りて国民が

議員と為るべき人の性格を識別する注意を怠るが故に斯る醜態が現はるゝなれば国民に罪なしとは決して言へない。而して此の道理は独り議員のみには限らず政府の当局者たる内閣大臣にも同様に適用ができる。固より内閣大臣は国民が選挙するものにはあらずして天皇が任命せらるゝものなれども、立憲政治の大臣は国民の信用を失つては一日も其の職に留まることができない。議會に於て不信任の決議を為したるときは直ちに其職を去らねばならぬから、憲法上に於ける大臣の任免権は天皇の手に在れども、之を免職せしむる原動力は矢張り国民の意思に在るのである。斯る次第であるから立憲国民は一方に於ては政治の支配を受くるも、他方に於ては其政治は矢張り国民自身が行ふものであつて、国民の考次第に依りて大臣も議員も自由勝手に取換ゆることができる。去れば大臣何かあらん。議員何かあらん。彼等は全く国民の深き恵に依りて其椅子を与へられたる国家の使用人である。国に善政を行ふも悪政を行ふも、国民が幸福を享くるも困難に遭ふも、国が盛なるも衰へるも、凡て国民の心得一つに依つて定まるものなれば、国民は決して租税を払ふがために存在する政府の道具でなく又奴隸ではなくして、吾等は共に政治上の

主人公にして大臣及び議員を使役するものなりと云ふ此の見識を備ふるものにあらざれば、名譽ある立憲国民の名を与ふることはできないのである。

立憲国民は以上の道理を理解し其の責任を自覚するとき先づ第一に議員選挙に当りて尤も深き注意を加へねばならぬ。議員選挙は国民が有する唯一の政權にして立憲政治の運用は一に茲に淵源す。之を水流に譬ふれば議員選挙は其水源にして議會は其末流である。夫れ故に議員選挙にして清ければ議會も亦清からんも、議員選挙にして濁れば議會も亦濁らざるを得ない。諺にも水源濁りて末流の清きを望むも得べからずと言ふではないか。今日我國の議會が無能・無力にして政府を監督・叱咤するの氣慨なく却て彼等のために鬪奔せられ、内には議員腐敗して権力に抵抗するの氣力を欠き却て之に阿諛・迎合して私欲を貪るの便を計り、憲法上の大機關をして全く墮落者の巢窟と化せしむるに至りたるは、其源を尋ぬれば国民が議員選挙の道を誤りたるが故である。然らば議員選挙に當りて国民は如何なる点に注意せねばならぬかと云ふに、之に付ては数多述ぶ可き事あるも茲には煩を省くがために其要点のみに止めんが、少くとも左の數点は固く守らねばなら

ぬ。

第一に注意すべきは議員となる可き人の性格である。議員は私の職務にはあらずして公の職務である。又己れを選挙したる数百人若くは数千人の代表者にはあらずして日本全国国民の代表者と為りて重要な国政を討議する大任を負ふものなれば、彼等の一挙一動は全国国民の利害・休戚に至大なる影響を及すことと言ふまでもない。去れば議員たる者は須らく此の大任を自覚して己れを捨て、公に奉ずるが為めに誠心誠意を以て其職務に尽すべく、此の場合に当りては如何なる権(力脱カ)の圧迫にも恐れず如何なる全力(金カ)の誘惑にも迷はされず、国家及国民の為めには百難を排して猛進するの決心と勇気を備へねばならぬ。而して斯る大任は人格の高尚にして道德心の鞏固なる者に非れば到底果たすことのできない事業である。彼の野鄙・賤劣にして眼中国家なく国民なく議員の職を以て私利私欲を計る道具の如くに心得、其地位を濫用して虚名を張り黄白を貪らんが為めに、権力に阿り金力に結び悪事を働き醜態を演ずるが如き者には到底国家の大任を托する事はできないのである。

第二に注意すべきは議員と為る可き人の学識である。議員

の重なる職務は国会議場に立って立法及予算の事に協賛し、尚進んでは政府の行政を監督するにあれば其職責を全ふするには法律・経済・其他政治上に関する豊富なる学識と之を活用する伎倆とを要するは無論である。然るに世には全く此等学問上の素養も無く己れの無識・無能を顧ずして妄りに議員と為りて虚名を博せんことを望み、之が為めに蛮勇を鼓して烈しき競争を為し、幸に当選して議員と為るも徒らに虚器を抱ひて議場に列し他人に傾使せらるゝのみにして議員として何等の働をも為す能はず、却て世の笑を招く者も其数決して少なくはない。此の如くにして彼等は尚ほ議員としての名譽を保ち得たりと思はんも開(其カ)は大なる誤であつて、自ら欺き人を欺き凡そ人間として此程の恥辱はない。古人も斯る者をば尸位素餐(いそさん)の徒と嘲けりて大に賤みたではないか。更に進んで論すれば今日我國の国会議員として其職責を全うせんと欲せば、唯に日本若くは東洋のみに関する狹隘なる知識のみにては甚だ不充分にして宜しく世界的知識を備へねばならぬ。言ふ迄もなく今日の日本は最早日本の日本にはあらずして世界の日本であれば、日本の内政及外交は悉く世界の形勢より割出さねばならぬ。去れば今日世界的知識なき者は日本の政治に容

喙する資格はない。国会議員に博き知識の必要なるは論を要せないのである。

第三に注意す可きは議員と為る可き人の資産若くは職業である。之は余り重きを置くに足らざれども現今我国の政治社会の状態を見れば国民が此点に注意するは尤も必要である。身に生活を支ゆる資産もなく手に職業をも持たずして妄りに国会議員と為り其地位を濫用し衣食の材料を得んと欲する者は世に所謂政治破落戸ゴロツキと称する類にして、欧米諸国に於ては之を賤むこと穢多・非人よりも甚し。我国に於ても往々にして斯る輩を目撃するは立憲治下の大恥辱である。従来我国に於て議員腐敗の声高く或は政府に買収せられ或は賄賂を貪り、其他黄白を得んがために国事を度外に視て種々の悪事を働く者の現わるゝは、何れも生活難より来るものなることを知るべきは国民は議員を選挙するに当りて深く此点に注意すべきは已むを得ない次第である。一体斯る輩が議員の公職を帯びて天下に横行し国家の爲めに正義の楯を振はんとするが如きは全く狂者の仕業である。古人も恒産なき者は恒心なしと云ひ、又国を治めんと欲せば先づ其家を治めよと教へたではないか。資産もなく職業もなく家乱て債鬼に襲はるゝ者が国政

に関与するも何んの貢獻する所なきのみならず、百害百弊立ち所に発生するは尤も見易き道理である。素より真の国士と称せらるゝ者には内には貧困と戦ひ外には政敵と争ひ、十年の苦節を意とせざるも斯る俊傑は稀に見るべく多数の凡俗には望むことはできない。今日我国の政治社会より此等の輩を一掃するに非ざれば到底革新の実を挙ぐることは不可能の事である。

第四に注意す可きは国民は選挙の際に当りては須らく以上三個の要件に付て詳細なる吟味を遂げ、其適任者を挙げ不適任者を駆逐するが爲めに極力奮闘せねばならぬ。是れ憲法の附与する国民の権利を行使するものにして、立憲政治の運用は実に此時に於て定まるのである。然るに従来我国に行はれたる選挙場裡の状態を顧みれば、国民は此等の点に付ては殆んど無頓着にして多くの注意を払はず、全く私利・私情に誘はれて選挙場に赴き甚しきに至りては金銭の爲めに投票権を売付ける者も決して鮮くはない。実に驚くべき現象ではないか。国民が選挙に際して斯る不心得の所業を為すが故に物腐りて虫之に生ずの諺に漏れず、世に信用なき政治破落戸の徒が此間に乘じ詐欺・瞞着の術を用ひて万一の当選を僥倖する

こともある。見よ曾て政治家として節操を破り社会より擯斥せられたる者も再び議場に現るゝではないか。議員として賄賂を貪り法廷に罪人の宣告を受けたる者も再び選挙を争はんとするではないか。政治家にして節操を破る最早政治家にあらずして一種の醜業婦である。議員にして賄賂を貪る最早議員に非ずして一種の盗人である。彼等は国民の顔に泥を塗り國家の体面を傷け憲法を蹂躪し立憲政治を荼毒する獅子身中の虫であれば、国民は須らく斬つて之を棄てねばならぬ。若し之を為す能はざれば立憲政治を破壊して憲法の前に国民は自ら屠腹するより外に道はない。一片彼等に向つて同情を寄する者あらば其人も亦盗人の仲間にして立憲政治の虫である。議員選挙は私事にあらずして公事である。一人一己の為に私すべきものにあらずして國家及國民の為に憲法の与ふる権能を行ふ大事業であることを自覚したならば、区々たる目前の私利・私情を犠牲に供して適任者を選出するが為に奮闘するは國民の義務にして又大なる快事であると覚悟せねばならぬ。

第五に注意すべきは國民は宜しく議員を監督せよと云ふことである。國民は一度び議員を選挙すれば最早我事終れりと

して後は野と為れ山と為れ議員の為すが儘に放任するが如きは國事に熱心なる國民とは云へない。殊に今日我國の議員の有様を見るときは之を監督するの必要は益々切迫して居るのである。已に前述せる如く議員が選挙場に立ちて当選を争ふ時に当りては溢るゝばかり熱心の色を示して國利民福の為に一身を犠牲に供せん^(こと)とを誓ふも是れ皆投票を集めんが為めの詐術に過ぎずして、一度び当選して議員と為れば一夢の間に前言を忘却して私欲の為に狂奔し熱心に國事を顧みる者はない。加之甚しきに至りては節操を売り主義を抛つこと掌を讖すが如く、昨日迄は甲の党派を敵として戦ひしが為めに当選したる者が今日は其党派の前に屈從し恬として恥づるの色もなく、選挙区民も亦之を咎めざるに至りては実に驚くの外はない。斯る無恥厚顔の徒をして神聖なる国会議場に立たしむるは畢竟するに國民が議員の監督に冷淡なるが故にして國民も亦大なる恥辱である。故に國民は第一には議員選挙に於て第二には議員の監督に於て深き注意を用ゆるにあらざれば議會の革清は到底望むことはできない。然るに我國民は已に第一に於て誤り第二に於ても亦誤れり。議會の腐敗するは自然の結果である。

以上述べたる所によりて立憲治下に於ける国民の責任の重大なる事は略ぼ理解せられたりと信ずるが、更に眼光を張りて今日世界の形勢を觀察し又其間に於ける日本の地位を考ふるときは、我國民は益々立憲政治の運用に注意し政治の改良を計るが爲めに極力奮勵せねばならぬ。言ふ迄もなく輓近日本の發達は実に驚くべきものにして古米何れの國に歴史を見るも日本の如き急速なる進歩を見ること能はず。日本の進歩は世界の歴史上に於ける一の奇蹟と唱へらるゝ許りである。殊に日清及日露の二大戦争に於て大勝を博せし以来日本の名声は忽ちにして広き世界に響き亘り、一躍して世界の一等國の列に加はつたと稱せらるゝのである。現今世界の獨立國は六十有余にして其中に於て一等國の名を冠せらるゝものは僅に七ヶ國許りである。而して世界の大勢は此等の一等國に依りて支配せられ、世界の舞台は一等國の爲めに設けられたるものなりと云ふも敢て過言ではないが、我日本は長き東洋の僻隅に蟄居して世に知られず、漸くにして知られたるときは貧弱・未開を以て目せられ欧米諸國と対等の交際すら爲す能はざりしに、今や世界の一等國として國際上厚き礼遇を与へらるるに至つた。加之世界第一の富強と云はるゝ英吉利と

は同盟を結びて兄弟の間柄となり、曾て隔てありし露西亞及び仏蘭西とも互に手を握りて協約を取結び、更に進んでは朝鮮半島を併合して昔日の島帝國は一変して大陸國と爲るに至つたのである。此の方面より見れば日本は実に豪國にして日本の前途は洋々として春の海の如く、日本の勢力は堂々として旭日の天に上るが如しと形容せらるゝのである。併しながら之は單に一方面を見たるまでにして一度び眼光を転じて他の方面を見れば、日本は果して一等國の實力を有し日本國民は果して一等國民として世界に誇るに足るべきか。言ふ迄もなく日本が一等國の列に加はりたるは二大戦争に勝利を得たるが故である。素より戦に強きは國の勢力を張る大原因であるには相違ない。今日の世界は尚ほ弱肉強食の有様にして弱國は強國の爲めに蚕食せらるゝを免れない。一国内に於ては裁判所の設けありて國家の権力と實力とを以て正義と不義とを判断し、正義を挙げて不義を押ゆるが故に假令腕力及び金力に於て大に優るものと雖も不義の道を以て弱者を圧倒することはできないが國家間に於ては決して然らず。遠き未来は兎も角も今日の世界には未だ國家間の争を判断する権力と實力とを有する帝王もなければ従て裁判所もないから最後の

手段は戦争に訴へねばならぬ。故に戦に強き国民にあらざれば其国の勢力を張る能はざるのみならず、甚しきに至っては国の独立を害することもあるから、日本が戦に勝ちて国の地位を高めたるは当然の事にして毫も怪むには足りない。去りながら単に戦に強き一事を以て全き国と思ふ者あらば大なる誤である。之を人間に譬ふるも単に腕力の強きを以て完全なる人間とは云へない。完全なる人間としては世に立ち社会の尊敬を受くるには学問も道徳も財産も勇氣も悉く備つて之を以て社会の爲めに貢献せねばならぬ。尤も多く社会に貢献したる者は尤も偉大なる人物として世の尊敬を受くるものなるが、国と雖も亦然り。然るに日本国民は従来世界に向つて何の貢献を爲したるか。先づ手近き例を取りて見るに、今日文明の利器として使用せられ世界人類に莫大なる利益を与ふる汽車・汽船・電信・電灯・瓦斯・其他百般の利器に日本国民の發明したるものは一つもない。皆欧米人が苦心して發明せるものをば我國民は取りて之を模倣せるに過ぎない。然らば今日我國に活用せらるゝ學術は如何であるかと云ふに是れ亦西洋舶来のものばかりである。法律學と云はず政治學と云はず、經濟學・醫學・文學・理學・工學・哲學より宗教上の學術に

至るまで何れも欧米人の攻究せる結果をば我國の學者は之を受け売りするに過ぎない。夫れすら満足に為す能はずして大なる誤謬を伝ふることもある。學術に於て日本は西洋諸國に及ばざること遠く、我が國人が學術研究の爲めに西洋諸國に渡航するは全く之が爲めである。更に方向を転じて國富の程度を比較すれば実に驚くべきものがある。凡そ一國の富を計るには種々の標準あらんが、先づ海外貿易の点より見るも最近の統計に依れば英吉利の如きは一年の輸出入合して百二十億万円以上に達し、^{ドイツ}独逸・^{ベルギー}・^{オランダ}並米利加は七十億乃至八十億にして、^{白耳義}和蘭の如き小國にして歐洲に何等の勢力なく三等國を以て目せらるゝ國ですら三十億乃至四十億の数字を示して居るに拘はらず、日本は僅に十億万円に達しないのである。然らば政府の歳入は如何と云ふに是れ亦欧米諸國の一等國に及ばざること遙に遠し。露西亞は一個年の歳入二十五億万円以上にして、英吉利・独逸・仏蘭西の如きも十四億万円より十八億万円の間を往来せるが、日本は漸くにして六億万円に達し、夫れすら苛酷なる重税を課して人民を苦しむるに非ざれば徴取することができないではないか。其他商業・工業及び交通機關の發達等に於ても日本は未だ欧米諸國の脚下に位

し、従て国の美観を添ふべき建築物及び道路等に至りても彼等諸国に比すれば全く雲泥の差違がある。更に進んで論ずれば、現今日本国民は世界に於て果して一等国民の待遇を受け、日本国は果して一等国たる権勢を示して居るかと云ふに決して然らずと答へざるを得ない。見よ日本人は東洋諸国に於てこそ対等の取扱ひを受くるも、一度び足を欧米諸国に入れれば彼等白哲人の為めに眼下に見下されて輕蔑又侮辱せられて居る(れ脱カ)。殊に亜米利加大陸・布哇ハワイ・フィリピン・オーストラリア・濠洲等に於ては日本の労働者は上陸すら禁止せられ、海外に向つて大に發展せんと欲する吾が同胞等は野蠻・未開の支那人と同じく禽獸の如き取扱ひを受くるも、我が政府は彼の政府の威力を恐れて強硬なる談判をも為すことができないが、此でも日本国民は一等国民なりとして世界に誇ることができるか。加之世界の一等国なれば世界の大問題に向つて容喙するの権利即ち世界的發言権を有せねばならぬが、日本は今日此の権利を有するやと云ふに是れ亦否と答へざるを得ない。欧米一等国の政府は独り西洋の問題のみならず進んで東洋問題に付て有力なる發言を為し、殊に近來支那問題に付ては事毎に容喙関渉するは吾人の知る所であるが、日本は今日東洋問題殊に支那問題に付て

のみ僅に發言権を認めらるゝのみにして、其他の世界的大問題に付ては一言の喙を入れ一指を動かす權威を有せないが、此でも尚ほ世界的一等国として誇ることができるのであるか。以上述べたる次第にして日本の一等国は単に軍事上の方面より見たるものにして平和的方面より見たるものではない。軍事的戦争に於ては已に東洋の大国たる支那に勝ち歐羅巴の強国たる露西亞を敗りたれば一等国の名を得るに足らんも、平和的戦争に於ては欧米の一等国には愚か二等国にも肩を比ぶることは前述頗る遼遠である。而て国民として世界に誇り国家として勢威を振ふに付ては單に軍事上の戦争に於て勝利を得るを以て足れりとせず、進んで平和的戦争に於ても亦勝利を博せねばならぬ。軍事上の争は一時的にして平和上の争は永久的である。国民の幸福と国家の發達は戦争のみに依りて得らるべきものにあらずして有らゆる方面に於ける文明の進歩を待たねばならぬ。然らざれば軍事上に於ても遂に敗を招くに至るは必然である。然るに内に於て未だ政治上の秩序すら整はずして憲法運用の途を誤り、国民も議員も政府も政治道徳の大批難を受くるが如き有様にては到底国家の大發展を来し一等国の実を挙げることはできないのである。故に國

民は須らく之を覚悟して先づ現今の政治社会より腐敗の分子を一掃して其の革清を計るが為めに、憲法の附与する権能を行使し責任を果すが為めに努力するは今日我国民の取るべき最大急務と心得ねばならぬ。

写真13 (上)道1〈南東から〉……………37	写真15 荒木遺跡全景(西から)……………57
(下)土坑1人形出土状況……………37	写真16 (上)右建物1, 左建物2 ……58
(2) 田多地小谷遺跡	(下)建物4 ……58
図 21 調査箇所図……………39	写真17 (上)井戸1上面遺物出土
(3) 袴狭遺跡	状況……………59
図 22 調査箇所図……………41	(下)井戸1 ……59
図 23 袴狭遺跡群出土木製祭祀	補 8 出石城三の丸跡
具(人形)……………47	図 28 位置図……………60
図 24 袴狭遺跡群出土木製祭祀	図 29 遺構配置図(東拡張区)……………62
具(馬形, 斎串, 刀形)……………48	図 30 遺構配置図(西拡張区)……………63
写真14 (上)ベルト装飾品……………49	写真18 (上)三の丸発掘調査全景
(中)木製琴……………49	〈南西より〉……………64
(下)琵琶腹板……………49	(下)同全景〈西から〉……………64
(6) 荒木遺跡	写真19 (上左)水路……………65
図 25 調査箇所図……………51	(上右)礎石列……………65
図 26 遺構配置図……………52・53	(下)池……………65
図 27 遺構変遷図(案)……………56	